

## Ⅹ 小腸機能障害

### 【障害程度等級表】

1級	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

#### 1 障害程度の認定について

- (1) 小腸機能障害は小腸切除<sup>※1</sup>や小腸疾患<sup>※2</sup>により、栄養維持が困難となるために、中心静脈栄養または経腸栄養法を行う必要がある場合に認定します。
- (2) 栄養維持が困難とは、栄養療法開始前に以下のア又はイのいずれかが認められる場合をいいます。なお、栄養療法実施中の場合は、中心静脈栄養法または経腸栄養法によって推定エネルギー必要量<sup>※3</sup>を満たしうる場合がこれに相当するものです。
- ア (ア) 成人においては最近3か月の体重減少率が10%以上であること  
 (この場合の体重減少率とは、平常の体重からの減少の割合、又は標準的体重((身長-100)×0.9)からの減少の割合をいいます。)
- (イ) 15歳以下の場合においては、身長および体重増加が見られないこと
- イ 血清アルブミン濃度が3.2g/dl以下であること。

#### ※1 小腸大量切除を行う疾患・病態

1	上腸間膜血管閉塞症
2	小腸軸捻転症
3	先天性小腸閉鎖症
4	壊死性腸炎
5	広汎腸管無神経節症
6	外傷
7	その他

#### ※3 日本人の推定エネルギー必要量

年齢 (歳)	エネルギー (kcal/日)	
	男	女
0~5(月)	550	500
6~8(月)	650	600
9~11(月)	700	650
1~2	950	900
3~5	1,300	1,250
6~7	1,350	1,250
8~9	1,600	1,500
10~11	1,950	1,850
12~14	2,300	2,150
15~17	2,500	2,050
18~29	2,300	1,650
30~49	2,300	1,750
50~69	2,100	1,650
70以上	1,850	1,500

#### ※2 小腸疾患で永続的に小腸機能の著しい低下を伴う場合のあるもの

1	クローン病
2	腸管ベーチェット病
3	非特異性小腸潰瘍
4	特発性仮性腸閉塞症
5	乳児期難治性下痢症
6	その他の良性の吸収不良症候群

### 【認定基準】

等級	栄養維持の方法	小腸切除または永続的な小腸機能の低下
1級	推定エネルギー必要量の60%以上を常時中心静脈栄養法で行う必要があるもの	(ア) 小腸が切除され、残存空・回腸が手術時75cm未満(乳幼児期は30cm未満)
		(イ) 小腸疾患により、永続的に小腸機能の大部分を喪失
3級	推定エネルギー必要量の30%以上を常時中心静脈栄養法で行う必要があるもの	(ア) 小腸切除され、残存空・回腸が手術時75cm以上 150cm未満(乳幼児期は30cm以上75cm未満)
		(イ) 小腸疾患により、永続的に小腸機能の一部を喪失
4級	随時 <sup>※4</sup> 、中心静脈栄養法または経腸栄養法を行う必要があるもの	(ア) 小腸切除による永続的な小腸機能の低下
		(イ) 小腸疾患による永続的な小腸機能の低下

※4 随時とは、6か月の観察期間中に4週間程度の頻度

## 2 留意事項

- (1) 認定基準における「経腸栄養法」とは、経管により成分栄養を与える方法をいい、特殊加工栄養を経口的に摂取することで栄養補給が可能な場合は、認定の対象にはなりません。
- (2) 悪性腫瘍の末期の状態にある場合は障害認定の対象とはなりません。
- (3) 「小腸機能の一部を喪失」には、アミノ酸等の単一の栄養素のみが吸収できない場合は含まれません。
- (4) 小腸移植を行ったものは、抗免疫療法の継続を要する期間は、1級として認定します。

## 3 障害認定の時期と再認定について

- (1) 小腸大量切除の場合は手術時に、それ以外の小腸機能障害の場合は6か月の観察期間を経て認定します。
- (2) 小腸切除（1級又は3級に該当する大量切除を除く）、小腸疾患の場合は再認定を要します。
- (3) クロウン病やバーチェット病等、障害の状態が変化を繰り返す疾患については、再認定の時期を3年後とします。